

説明資料

平成 18 年 7 月 10 日

平成 18 年 5 月 10 日

監査法人及び公認会計士の懲戒処分について

カネボウ株式会社（以下「カネボウ」とする。）が作成した財務書類について、監査証明を行った中央青山監査法人及び同監査法人の関与社員に対し、本日、下記の処分を行った。なお、今後の手続の進行等に伴い、その他の関係者について、追加的な処分を行うことがある。

また、本処分に関する開示企業等からの照会等に対応するため、本日、各財務（支）局等に相談窓口を設置する（窓口の連絡先については別添）とともに、日本公認会計士協会に対しても相談窓口の設置を要請した。

記

1. 監査法人

(1) 処分対象

中央青山監査法人

（所在地：東京都千代田区霞ヶ関 3-2-5 霞ヶ関ビル）

(2) 処分内容

業務の一部停止 2 ヶ月（平成 18 年 7 月 1 日から平成 18 年 8 月 31 日まで）

【停止する業務】 証券取引法監査及び会社法（商法特例法）監査（法令に基づき、会社法（商法特例法）に準じて実施される監査を含む。）。

ただし、一定の監査業務を除外するものとする（詳細は別紙 1）。

(3) 処分理由

カネボウの平成 11 年 3 月期、平成 12 年 3 月期、平成 13 年 3 月期、平成 14 年 3 月期及び平成 15 年 3 月期の各有価証券報告書の財務書類にそれぞれ虚偽の記載があったにもかかわらず、同監査法人の関与社員は故意に虚偽のないものとして証明した。

なお、同監査法人に対する調査を通じて、別紙 2 のとおり、審査・教育体制及び業務管理体制を含む監査法人の運営に不備が認められたことから、同監査法人に対しては、責任の所在の明確化を含めた現状認識及び対応策について、公認会計士法第 49 条の 3 第 1 項に規定する報告徴求を併せて行っている。

2. 関与社員であった公認会計士

(1) 処分対象

公認会計士 徳見 清一郎（登録番号：5116 号 住所：神奈川県横浜市）

公認会計士 神田 和俊（登録番号：5636 号 住所：東京都江東区）

公認会計士 宮村 和哉（登録番号：9798 号 住所：埼玉県吉川市）

(2) 処分内容

- ・ 公認会計士徳見清一郎について
登録抹消
- ・ 公認会計士神田和俊について
登録抹消
- ・ 公認会計士宮村和哉について
業務停止1年（平成18年5月15日から平成19年5月14日まで）

(3) 処分理由

カネボウの平成11年3月期、平成12年3月期、平成13年3月期、平成14年3月期及び平成15年3月期の各有価証券報告書の財務書類にそれぞれ虚偽の記載があったにもかかわらず、故意に虚偽のないものとして証明した（徳見公認会計士については、平成11年3月期、平成12年3月期、平成13年3月期及び平成14年3月期、宮村公認会計士については、平成15年3月期）。

以上

処分範囲

証券取引法に基づく監査業務（企業内容等の開示に関する内閣府令の規定が適用される有価証券報告書等に記載される財務諸表についての監査業務に限る）並びに会社法に基づく監査業務（旧商法特例法に基づく監査業務を含む）及びこれに準ずるものとして以下に掲げる法律に基づく監査業務の7月1日より8月31日までの停止

- ・ 保険業法
- ・ 信用金庫法
- ・ 協同組合による金融事業に関する法律
- ・ 労働金庫法
- ・ 農林中央金庫法

ただし、以下に掲げる者に対する、それぞれに指定する期間に係る監査業務についてはこの限りではない。

- ・ 4月決算会社のうち、7月末日までに証券取引法に基づき有価証券報告書を提出しなければならない会社 7月
- ・ 5月決算会社のうち、8月末日までに証券取引法に基づく有価証券報告書を提出しなければならない会社 全期間
- ・ 上記以外の5月決算会社 7月
- ・ 6月決算会社 8月
- ・ 10月決算会社のうち、7月末日までに証券取引法に基づき半期報告書を提出しなければならない会社 7月
- ・ 11月決算会社のうち、8月末日までに証券取引法に基づき半期報告書を提出しなければならない会社 8月

また、証券取引法に基づき有価証券届出書を提出する際に、直前決算期の財務諸表が既に適切に監査されている場合、有価証券届出書に記載される財務諸表について監査業務を提供することは差し支えないものとする。

中央青山監査法人については、審査・教育体制及び業務管理体制を含む監査法人の運営に関し、主として以下のような不備が認められた。

- ① 審査体制が、レビュー・パートナーによるレビューに過度に依存し、審議会による審議やインターナル・レビュー、モニタリング等が有効に機能していなかった。
- ② 監査法人として、レビュー・パートナーが判断の拠り所とする基準・マニュアル等が適切に整備されておらず、レビュー・パートナーによるレビュー業務が有効に機能していなかった。
- ③ 投書への対応について、十分な仕組みが用意されていなかった。

(別添)

財務（支）局等における相談窓口の連絡先

関東財務局統括証券監査官（管轄区域：東京都を除く関東財務局管内）

郵便番号：330-9716

所在地：さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館

電話：048-600-1122

関東財務局統括証券監査官（管轄区域：東京都）

郵便番号：100-0013

所在地：東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 中央合同庁舎第4号館2階

電話：03-3502-9462

近畿財務局理財第一課

郵便番号：540-8550

所在地：大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

電話：06-6949-6366

北海道財務局理財課

郵便番号：060-8579

所在地：札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎

電話：011-709-2311（代表）

東北財務局理財課

郵便番号：980-8436

所在地：仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎

電話：022-263-1111（代表）

東海財務局理財課

郵便番号：460-8521

所在地：名古屋市中区三の丸3-3-1

電話：052-951-2545

北陸財務局理財課

郵便番号：921-8508

所在地：金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎

電話：076-292-7851

中国財務局理財課

郵便番号：730-8520

所在地：広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館

電話：082-221-9221（代表）

四国財務局理財課

郵便番号：760-8550

所在地：高松市中野町 26-1

電話：087-831-2131（代表）

九州財務局理財課

郵便番号：860-8585

所在地：熊本市二の丸 1-2 熊本合同庁舎

電話：096-353-6351（代表）

福岡財務支局理財課

郵便番号：812-0013

所在地：福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎 4 階

電話：092-411-7281（代表）

沖縄総合事務局理財課

郵便番号：900-8530

所在地：那覇市前島 2-21-7（ふそうビル 4 階）

電話：098-862-1451

平成18年5月24日

公認会計士の懲戒処分について

カネボウ株式会社（以下「カネボウ」とする。）が作成した財務書類について、監査証明を行った中央青山監査法人の関与社員に対し、本日、下記の処分を行った。

記

(1) 処分対象

公認会計士 佐藤 邦昭（登録番号：4711号 住所：千葉県柏市）

(2) 処分内容

登録抹消

(3) 処分理由

カネボウの平成11年3月期、平成12年3月期、平成13年3月期、平成14年3月期及び平成15年3月期の各有価証券報告書の財務書類にそれぞれ虚偽の記載があったにもかかわらず、故意に虚偽のないものとして証明した。

以上

＜カネボウの粉飾事件の経緯等＞

<p>平成16年</p> <p>3月10日</p> <p>4月19日</p> <p>5月31日</p> <p>10月28日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業再生機構が支援決定を発表 ・ カネボウが、経営の刷新と浄化を目的とする経営浄化調査委員会を設置 ・ 産業再生機構が、化粧品以外の事業について、改めて支援決定を発表 ・ 経営浄化調査委員会が、調査結果を発表
<p>平成17年</p> <p>4月13日</p> <p>5月2日</p> <p>7月29日</p> <p>8月17日</p> <p>8月18日</p> <p>9月13日</p> <p>9月30日</p> <p>10月3日</p> <p>11月30日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ カネボウが、経営浄化調査委員会及び社内調査の結果を基に、過年度決算の訂正（決算短信）を発表 ・ カネボウが、有価証券報告書の訂正報告書を関東財務局長へ提出 ・ 証券取引等監視委員会と東京地検が合同で強制調査を行い、カネボウの帆足元会長兼社長、宮原元副社長及び嶋田元取締役を逮捕 ・ 証券取引等監視委員会が、法人としてのカネボウ及び上記3名を告発 嫌疑内容～証券取引法違反（虚偽有価証券報告書提出） ・ 東京地検が、元会長兼社長、元副社長を起訴 ・ 証券取引等監視委員会と東京地検が合同で強制調査を行い、カネボウの会計監査を行っていた中央青山監査法人の公認会計士4名（佐藤、徳見、神田、宮村）を逮捕 ・ 証券取引等監視委員会が、公認会計士4名を告発 嫌疑内容～証券取引法違反（カネボウ元会長らとの共謀による虚偽有価証券報告書提出） ・ 東京地検が、関与社員会計士3名（佐藤、徳見、神田）を起訴 ・ 帆足元会長兼社長、宮原元副社長、第1回公判で起訴事実を認める。
<p>平成18年</p> <p>3月27日</p> <p>3月30日</p> <p>7月3日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帆足、宮原について有罪判決（帆足 懲役2年、宮原1年6月いずれも執行猶予3年）確定 ・ 関与社員3名、第1回公判で起訴事実を認める。 ・ 佐藤に対し懲役1年6月、徳見、神田に対し懲役1年を求刑

2005年(平成17年)4月13日

各位

カネボウ株式会社
コード番号 3102
東京都港区海岸3丁目20番20号
代表執行役会長 中嶋章義
(問い合わせ先)
経理部長 小酒俊朗
TEL 03(5446)3066
総務・広報部長 荒井清
TEL 03(5446)3042

過年度決算短信の訂正について

当社は、平成16年10月28日に発表しました経営浄化調査委員会の調査報告書に基づき、過去に提出しました有価証券報告書等に記載されている連結・個別財務諸表について調査を行ってまいりました結果、下記のとおり、過去5期分につき訂正することとしましたので、その概要をお知らせいたします。

なお、当該5期分の訂正決算短信(連結)及び訂正個別財務諸表の概要につきまして、本日(4月13日)17:00を目処に公表する予定です。

記

(1) 訂正を行う決算短信(連結)及び個別財務諸表の概要

決算期	公表日
平成12年3月期(平成11年4月1日～平成12年3月31日)	平成12年5月26日
平成13年3月期(平成12年4月1日～平成13年3月31日)	平成13年5月24日
平成14年3月期(平成13年4月1日～平成14年3月31日)	平成14年5月23日
平成15年3月期(平成14年4月1日～平成15年3月31日)	平成15年5月23日
平成16年3月期(平成15年4月1日～平成16年3月31日)	平成16年5月31日

(2) 経営浄化調査委員会の指摘事項に対して会社が行った調査結果の概略

① 会計処理問題

経営浄化調査委員会が行った調査の対象期間(平成14年3月期及び平成15年3月期)に限定することなく調査を行った結果、売上の過大計上、経費の繰延計上等について修正の必要があると判断いたしました。

②興洋染織問題、及び、不正な資金捻出問題

興洋染織㈱については、当社との関係を再度見直し、連結子会社とするべきと判断いたしました。不正な資金捻出問題につきましては、経営浄化調査委員会の報告に基づき、税務上損金算入できないものと判断いたしました。

なお、これらの問題に関する法的措置を含めた検討は、引き続き行っております。

(3) 主な訂正内容

①経営浄化調査委員会報告の指摘に基づく修正

・売上の過大計上、経費の繰延計上等の訂正

過去5期において行われた、実態の伴わない売上の過大計上の取消及び発生主義に逸脱した販売管理費の計上時期の修正等を行いました。

②会社の調査に基づく修正

当社は、上記に加えて過年度の決算につき包括的に見直しを行った結果、次の訂正を行いました。

・連結範囲の訂正

平成12年3月期に改定された連結財務諸表原則において導入された支配力基準を適用し、再度当該会社との関係を調査した結果、興洋染織㈱・カネボウフーズ北海道販売㈱等計15社を、これらの会社の財務諸表に必要な修正を行った上で、平成12年3月期から連結子会社とする訂正を行いました。

・在庫、投融資等の資産評価の訂正

将来の販売可能性・収益可能性を前提として評価していた在庫、関係会社の投融資及び繰延税金資産について、回収可能性を精査し、かかる回収可能性がなかったと判断したものにつき、評価減及び引当金の計上等の会計処理を実施しました。

(4) 訂正前・訂正後における連結・個別財務諸表の業績推移について

連結財務諸表及び個別財務諸表の訂正前・訂正後の業績推移は別紙のとおりです。

※なお、今回の過年度決算の訂正による、平成17年3月期の業績予想（連結・個別）への影響はありません。

また、中間決算短信（連結）及び個別中間財務諸表の概要の訂正につきましても、平成16年9月期も含め、後日お知らせする予定です。

※株式会社産業再生機構によるコメントを参考資料として添付いたします。

以上

訂正前・訂正後における業績推移について

(百万円未満切捨)

①連結

訂正前

	12年3月期	13年3月期	14年3月期	15年3月期	16年3月期
売上高	568,369	555,494	528,816	518,240	437,714
経常利益	19,239	23,808	11,811	14,133	△56,395
当期純利益	3,102	11,620	70	518	△357,666
株主資本	△11,644	808	926	502	△355,342

訂正後

	12年3月期	13年3月期	14年3月期	15年3月期	16年3月期
売上高	595,982	582,089	533,556	518,375	455,663
経常利益	8,519	8,368	△5,260	5,018	△28,768
当期純利益	△68,551	△16,226	△26,113	△21,887	△142,092
株主資本	△153,843	△169,188	△195,393	△217,968	△357,594

②個別

訂正前

	12年3月期	13年3月期	14年3月期	15年3月期	16年3月期
売上高	228,129	228,838	237,515	233,216	179,305
経常利益	8,376	15,689	14,454	14,464	△15,759
当期純利益	4,627	3,811	100	2,044	△386,845
株主資本	53,865	56,688	56,632	58,917	△325,156

訂正後

	12年3月期	13年3月期	14年3月期	15年3月期	16年3月期
売上高	224,852	227,877	229,469	224,856	195,189
経常利益	3,962	15,414	11,304	19,036	△8,894
当期純利益	△166,225	△22,878	△21,895	△27,795	△134,620
株主資本	△119,833	△143,596	△165,765	△193,056	△325,156

各関与社員の関与期間

関与社員 1 平成 5年3月期～平成16年3月期(12年)

関与社員 2 昭和62年3月期～平成14年3月期(16年)

関与社員 3 平成11年3月期～平成16年3月期(6年)

関与社員 4 平成15年3月期～平成16年3月期(2年)

中央青山監査法人における審査等の流れ

